

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (制加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エストニア	エストニア美術館展示・保存機 材整備計画のための贈与に関す る日本国政府とエストニア共和 国政府との間の交換公文	エストニア美術館展示・保存機材整備計画を実施す るために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与	41,600 千円 H18.3.31まで	H17.11.18 タリンで (同日)	日本側 近藤茂夫在エスト ニア大使 エストニア側 クルマス・ パエト外務大臣	H17.12.7 1137号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。